

連合長野 [3月]



2013.3.
No.346

発行/日本労働組合総連合会
長野県連合会
発行人/根橋 美津人

〒380-8545 長野市県町532-3 労働会館3F TEL 026-234-1626 FAX 234-1349
E-mail info@rengo-nagano.jp http://www.rengo-nagano.jp/

2013春季生活闘争 経済4団体に申し入れ～労使交渉が本格スタート!～

連合長野は、2月6日から15日にかけて、長野県経営者協会長野県中小企業団体中央会などの経済団体に対し、賃金水準引上げ、企業内最賃協定の締結促進、非正規労働者の労働条件改善、職場における男女平等の実現、緊急雇用対策・経営対策活動の推進など、2013春季生活闘争要求の申し入れを行った。

冒頭、中山会長からは「厳しい状況は認識している。しかしアベノミクスで2%物価が上昇して労働者の賃金が上がらない場合、財布のひもはさらに固く閉まり、結果としてデフレから脱却できない。経済も低迷する。ミクロの視点も大事だが、日本社会をどうしていくのかを考えてマクロの視点で論議をしたい」、山浦経協会長は「日本企業にとって良好な労使関係は大きな強み。経営のパートナーである労働組合と虚心坦懐に意見交換を行い、企業の成長を成し遂げていきたい」と答えた。

その後、申し入れ項目に対してそれぞれの

メンバーで議論が交わされ、県内においても本格的に春闘がスタートした。



経協・山浦会長に申し入れ書を渡す中山会長



主旨説明する根橋事務局長

連合・中山会長―
「傷んだ雇用労働条件復元」を図るため「賃金改善」1%目安に配分は必須!
経協・山浦会長―実態は厳しく「企業の存続と雇用の維持」が最重点課題!

すべての労働者の処遇改善の実現を！

2013春季生活闘争3.2県中央総決起集会を開催！



主催者を代表して挨拶する高橋副会長

2013春闘 県中央総決起集会に400人が集結！

働くすべての労働者の先頭に立ち、傷んだ雇用と労働条件の復元に全力で取り組もう！

3月2日(土)、長野市の南千歳公園で、連合長野「2013春季生活闘争3.2県中央総決起集会」を開催した。400人を超える組合員が集結し、闘争への決意を固め合った。

総決起集会の前段長野駅前では、高橋精一副会長、根橋事務局長、構成組織代表者とともに、組織内議員・推薦議員を代表して、宮澤敏文県議、倉田竜彦県議による、「政策制度実現に向けたリレーアピール・街宣行動」を行い、ティッシュなどを配布しながら街頭アピールを行った。

集会の冒頭、主催者を代表して挨拶した高橋副会長は、「今や労働者の1/3が非正規労働者『働くことを軸とする安心社会』をめざし、傷んだ雇用・労働条件の復元をはかる必要がある」。また「危機を乗り切る原動力は『人』だ。経営側は労働者のこれまでの協力や働きに応えるべきだ」と訴えた。

その後、根橋事務局長より情勢報告、続いて連合長野ユニオン組合員の濱由美子さんからは、「全ての労働者の待遇改善に向けて、連合と組合の無い職場で働く労働者の連携と協力が必要。今春闘

の勝利はすべての働く者全体の生活向上に役立つ。直接交渉はできないが、心の底から春闘勝利を願っているので共に頑張りましょう」と訴えがあった。最後に寺澤副会長より、力強い団結がんばろう三唱をし、長野駅前までのデモ行進を行った。



宮澤組織内議員懇談会会長の挨拶



連合長野ユニオン濱さんからの訴え



長野駅前までデモ行進する参加者たち

ZENROSAI NEWS

55周年
全労済 長野県本部

僕は、こくみん共済。

安心して生きていく。自分も、家族も。

こくみん共済

個人型厚生年金・こくみん共済年金・厚生年金基金・国民年金基金・国民年金・国民健康保険・国民生活年金・個人型厚生年金

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」等を必ずご確認ください。

保障のことなら **全労済**

全国労働者共済生活協同組合連合会

連合長野ユニオン 第3回定期大会を開催 より強い未組織労働者との連携を！

3月2日(土)松本市勤労会館において、第3回連合長野ユニオン定期大会が、39名の組合員の参加により開催された。

冒頭あいさつに立った徳武委員長は、昨年末、衆議院選で民主党の惨敗が、労働者を取り巻く環境をより厳しくしていること、安倍内閣は労働者保護を捨てる一方で、働く者の分断政策を進めているため、労働者の生活は決して良くなっていないと強く非難した。

そして来る春闘は、震災の復興遅れ、貿易赤字と経済不況など厳しい経済環境の中で闘わざるを得ない現状だが、連合の役割は春闘に勝利し、デフレを脱却して、日本経済の再生をすることだ。そのために連合の果たす役割の重要性を強調し、ユニオン組合員も連合と共に闘うための参加と協力を呼びかけた。

また、連合長野中山会長の代理として挨拶に立った根橋事務局長は、連合の掲げる「働くことを軸とした安心社会の実現」に向け、5つの安心の橋を強調した。

その中で生活者を柱にした政治の衰退と、すべての働く者の結集を呼びかけた。そして連合運動の社会化に触れ、全ての労働者の生活向上に向け、未組織労働者には労組の必要性を理解してもらい一方で、現場の実情を組織労働者に伝え、共に闘う体制作りを呼び掛けた。

その後の議事で、2013年度の運動方針(案)、新役員体制などの議案を、全て満場一致で可決し、最後に徳武委員長の音頭でガンパロウを三唱し閉会した。



全員で団結ガンパロウ！

2013春季生活闘争 全国一斉集中 相談ダイヤル実施



電話対応する相談員

2月7日～9日の3日間、2013春季生活闘争と連動した取り組みとして、パート契約・派遣・請負で働く人の「全国一斉集中相談」を実施した。

初日は10時の受付開始時間になると、すぐに相談の電話が入り、対応に追われた。3日間の相談件数は約20件にのぼり、傷んだ職場実態を裏付ける女性からの相談が多いことが目立った。相談内容としては解雇などの雇用関係が最も多く、労働時間関係、いじめ・嫌がらせの相談が続いた。

連合長野では、通常も平日の10時から18時まで、相談員が問題の解決に向けて一緒に考えますので、お気軽にお電話下さい。

働く人の相談センター 0120-154-052

住まいの健康維持から快適空間の演出までトータルプロデュース

住まいについて悩んでいませんか？

- 浴室・トイレが古い
- 廊下が狭い
- 最新設備が欲しい
- などのお悩みをお持ちの方

リフォーム

こんご時世、
って聞くとちょっと不安になりますよね。
そんな時は非営利団体の生協組織の
長野県住宅生協にご相談下さい。



「相談先がわからない」「業者は信頼できるか」
「費用は適正だろうか」などの不安や
心配をしている皆様の要望に応える為
「安心・安全・良質で低廉な事業提供」を
モットーに実施しています

住宅生協は組合員の出資で設立された非営利団体です。

長野県労働者住宅生活協同組合

本 部 長野県知事(9)2490号

026-234-0283

〒380-0838 長野市栗町523 とうきんビル7F jyusei@avis.ne.jp

ホームページもご覧ください

長野県住宅生協 | 検索

http://www.jyusei.jp/

松本事務所
〒390-0841 松本市湊1丁目2-1
TEL.0263-88-5061

職場での再点検を!!

2013年4月1日『改正労働契約法』・『改正高年齢者安定法』などが施行

この改正について各単組では、就業規則等の変更について使用者側から意見聴取がされているかを確認するとともに、法律どおりの運用がなされているかどうかの点検をしましょう。

■ 労働契約法の改正について ～有期労働契約の新しいルールができました～

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。
主なポイントは図のとおりです。

改正労働契約法のポイント

3つのルール

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日

II：平成24年8月10日(公布日) IとIII：平成25年4月1日

■ 高年齢者雇用安定法の改正

～「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止～

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲拡大
3. 義務違反の企業に対する公表既定の導入
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関わる指針の策定 等

厚生労働省HPからの確認は…

◇ 改正労働契約法:

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

◇ 改正高年齢者雇用安定法:

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/dl/tp0903-gaiyou.pdf

※ 高年齢者雇用安定法の正式名称は、『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律』です。

ATM利用手数料還元サービス

〈長野ろうきん〉
カードなら
ひと月に
何回使っても、
どこで使っても

お引出し
手数料

0
円
実質

※一部利用できない金融機関、コンビニがございます。

『お引出し』はお近くのATMで >>>

- セブン銀行・イオン銀行は、お引出し手数料が**無料**でご利用いただけます。
※セブン銀行は午後7時から午後11時まではお引出し手数料がかかりますが、翌月25日(非営業日の場合はその翌営業日)にお客様の普通預金(貯蓄預金)口座に**全額キャッシュバック**いたします。
- 都銀・地銀・信金・信組・JAなどMICS加盟の提携金融機関やゆうちょ銀行、さらにコンビニのATM・CDを利用してお引出しされた場合の手数料も、**全額キャッシュバック**の対象になります。
※長野ろうきんのキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)、ローンカードが対象となります。
※手数料が210円の場合でも、210円の**キャッシュバック**となります。
※ご利用後、翌月のご入金日までに口座解約された場合は、キャッシュバックいたしませんのでご了承ください。
※サービスの詳細はホームページ等でご確認ください。

2012年9月25日現在



詳しくは(ろうきん)各営業店にお問い合わせください。インターネットでも(ろうきん)の情報がご覧いただけます。



<http://www.nagano-rokin.co.jp/>

長野ろうきん

検索